

別表② 課税区分ごとの課税限度額の改定状況一覧

区分	現行	改定後	法定額	備考
医療分	53万円	47万円	47万円	医療分と支援金分の合計で59万円
支援金分	-	12万円	12万円	
介護分	8万円	9万円	9万円	

を併せてお願いすることとしております。被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 課税区分ごとの税率などの改定状況一覧表
2. 課税区分ごとの課税限度額の改定状況一覧表
3. 資産割額の税率の引下げ

別表②のとおり

資産割額の税率につきまして、居住用の土地や家屋に係る

資産割額の負担が過大とならないよう、全体の税率を引き下げることとしております。

③ 特定世帯に対する世帯別平等割額の負担軽減措置の実施

平成20年4月から長寿医療（後期高齢者医療）制度がスタートしたことに伴い、これまで（平成19年度まで）被保険者二人の国民健康保険世帯であって、そのうちの1人が長寿医療（後期高齢者医療）の被保険者となつたことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失したため、残つたおひとりの国民健康保険の被保険者の方が基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金など課税額（支援金分）の世帯別平等割額を負担しなければならなくなる世帯（このような世帯を「特定世帯」といいます。）に対し、これらの課税額に係る世帯別平等割額を2分の1に減額する、負担軽減措置を講じます。

なお、この負担軽減措置は、国民健康保険に残つた被保険者と長寿医療（後期高齢者医療）へ移つた被保険者が、同一の世帯に引き続き属していることが要件で、かつ、5年間を限度としております。

④ 被用者保険の被扶養者

被用者保険の被扶養者であつ

た方につきましては、これまで保険料や保険税といった負担がなかつたことから、国民健康保険税につきましても一定の減免を行うこととします。

その内容としましては、65歳以上75歳未満の被用者保険の被扶養者であつた方が、被用者保険の被保険者（例えば「夫」）が長寿医療（後期高齢者医療）の被保険者となつたことにより、被用者保険の被扶養者からはずなつた場合は、市に申請していただくことで、2年間、国民健康保険税の所得割額及び資産割額を全額免除するとともに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2分の1に減額することとします。

対象となる被扶養者の方については、例えば、夫76歳、妻73歳という夫婦2人の被用者保険加入世帯であつて、夫が後期高齢者医療の被保険者となつたことにより、被用者保険の被保険者の資格を喪失したため、その被扶養者であつた妻が国民健康保険の被保険者となつた場合などがこれに該当することになります。

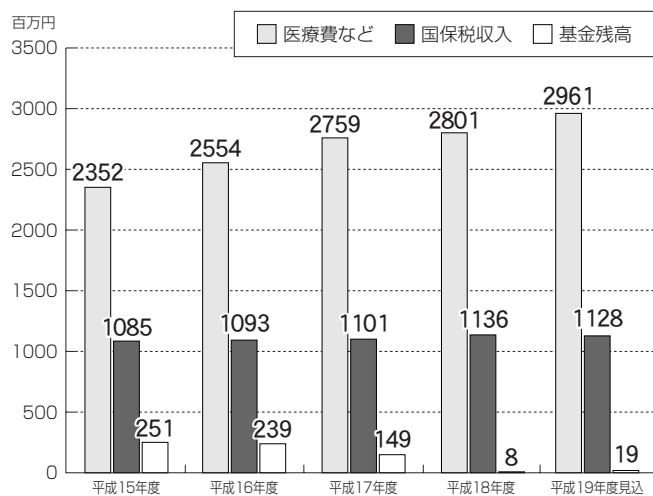
国民健康保険財政の現状

平成19年度の高浜市の国民健康保険が支つた医療費などの状況は、総額で約29億6千万円で、これに対し、国民健康保険税収入は、約11億2千万円となつており、残りの約18億4千万円は、国や県の負担金に加え、社会保険診療報酬支払基金や愛知県国民健康保険団体連合会からの交付金、市の一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金などにより賅われています。

また、平成19年度の実質単年収支（総収入額から総支出額を引いたものから、前年度の繰越金及び基金繰入金を差し引き、基金積立金を加えた収支）は、約1億2千万円の赤字となつており、この分は前年度の繰越金で賅っています。

過去5年間の医療費などの支払状況、国民健康保険税収入及び基金残高の推移は、左のグラフのとおりとなっております。

医療費などの支払いに係る金額、国保税収入及び基金残高の推移



問合せ先 市民窓口グループ 国民健康保険担当（内線216・261）